

平成27年度評価替え路線価付設業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

平成25年6月
宜野湾市総務部税務課

1 業務の概要

(1) 業務名

平成27年度評価替え路線価付設業務

(2) 業務の目的

本業務は、平成27年度固定資産評価替えに向けて、宜野湾市の固定資産土地評価の均衡化・適正化及び土地評価業務の効率化・高度化を図り、納税者への説明責任を十分に果たせる固定資産土地評価体制の確立を目的とする。

(3) 業務の内容

平成27年度評価替え路線価付設業務仕様書のとおりとする。

なお、本業務は平成27年度評価替えに向けた3ヶ年度にわたる路線価付設業務の第2年度の業務であり、第1年度の成果品等を引継いで業務を行うものとする。

(4) 業務の期間

契約締結の日から平成26年2月28日までとする(平成25年度分)。

2 基本数量

本業務の提案にあたっては、以下の基本数量を前提に提案を行うものとする。

総面積	19.70 km ²
路線価付設業務対象面積	13.44 km ² (市街化区域面積)
総筆数	約65,000筆
(宅地筆数)	約32,000筆
標準宅地数	約140地点
路線価付設本数	約2,600本

3 委託費予算上限額

7,927,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

この金額は契約額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

4 選定方法

この業務は、公募により参加表明書を提出した者のうち、下記参加資格を満たす者に提案書等の提出を求め、本市において最適と認められる提案を行った者を受託候補者として選出する方法(公募型プロポーザル方式)による。

5 参加資格

(1) 県内に本社、支社、営業所を有する業者であること。

(2) 県内自治体において本件業務と同種の業務を受注した実績があること。

- (3) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 宜野湾市にかかる市税の滞納がないこと。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- 参加表明書 . . . 1部
- 会社概要書 . . . 1部
- 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書 . . . 1部

(2) 提出期間

平成25年6月20日(木)から平成25年6月28日(金)まで

(3) 提出方法 持参

(4) 提出場所 宜野湾市役所総務部税務課へ持参のこと。

(5) その他

- ア 提出書類は、提出日現在における状況について記載すること。
- イ 提出書類の提出後、参加を辞退したい場合は、その旨を市長宛書面により提出すること。

7 提案書提出の依頼

6により参加表明書等の提出があった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知するとともに、提案書の提出を依頼する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者については、その旨を通知するものとする。

(1) 通知期日 平成25年7月2日(火)発送予定

(2) 通知方法 書面による通知(郵送)

8 提案に必要な書類の作成、提出等

(1) 提案に必要な書類

- ア 提案書(任意様式) . . . 9部
- イ 見積書(任意様式) . . . 9部
- ウ その他パンフレット等 . . . 9部

(2) 提案書及び見積書の記載事項

- ア 提案書

提案書の記載事項は以下のとおりとする。様式は任意形式とするが、A4形式とし、枚数は、表示、目次を含め概ね30ページ以内、うちA3形式（折込み）の使用は5ページ以内とする。

実施方針

平成27年度評価替えに向けての具体的実施方針、年度計画等

価格形成要因

価格形成要因の基準、調査方法、有益な提案等

土地価格比準表

格差率の基準、検証方法、有益な提案等

路線価付設

路線付設の基準、検証方法、現地調査方法、有益な提案等

公的評価とのバランス調整

検証方法、有益な提案等

相続税路線価との価格逆転等の検証方法

検証方法、有益な提案等

審査申出や問い合わせ等への各種助言の方法、有益な提案等

評価業務効率化・高度化の提案

情報セキュリティ体制

受託した場合の配置技術者の氏名、資格、経歴等

路線価付設業務受注実績

今回の契約は平成25年度分の業務であるが、今回契約に至った者と平成26年度分について随意契約をする予定のため、2ヶ年度分の業務提案を記載すること。

イ 見積書

本業務に要する経費の見積もりを年度毎に内容が確認できるよう記載すること。
(平成25年度分、平成26年度分)

9 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、当要領、基本仕様書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

10 プレゼンテーションの実施

提案書に基づくプレゼンテーションの実施及び本市のヒアリングによる審査を行う。説明時間は30分以内とし、質疑応答は10分間を目安とする。

11 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行うこととする。

なお、今回契約する業務は平成25年度分であるが、特別の事情が無い限り、今回契約に至った者と平成26年度分について随意契約をする予定である。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等を行うことができるものとする。ただし、内容の変更等を行う場合は、提出期限までに変更後の書類等を提出すること。
- (3) 参加表明書等又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
- (4) 提出された書類等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。
- (5) 本プロポーザルの提案書作成のために本市から受領した資料等は、公表、または使用してはならない。
- (6) 選定スケジュール(予定)

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル参加者の募集	6月20日(木)～6月28日(金)まで
参加表明書受付期間	6月20日(木)～6月28日(金)まで
参加資格の決定及び通知	7月2日(火) 発送予定
提案書等の受付期間	7月4日(木)～7月12日(金)まで
質問受付期間	6月20日(木)～7月5日(金)まで
審査(プレゼンテーション)	7月17日(水)
審査結果の通知	7月中旬
契約締結の交渉	7月中旬～

問い合わせ先

〒901-2710

宜野湾市野嵩1丁目1番1号

宜野湾市役所 総務部税務課

土地係 佐喜眞

TEL : 098-893-4411 (内234)

FAX : 098-892-7022

E-mail: Soumu06@city.ginowan.okinawa.jp